

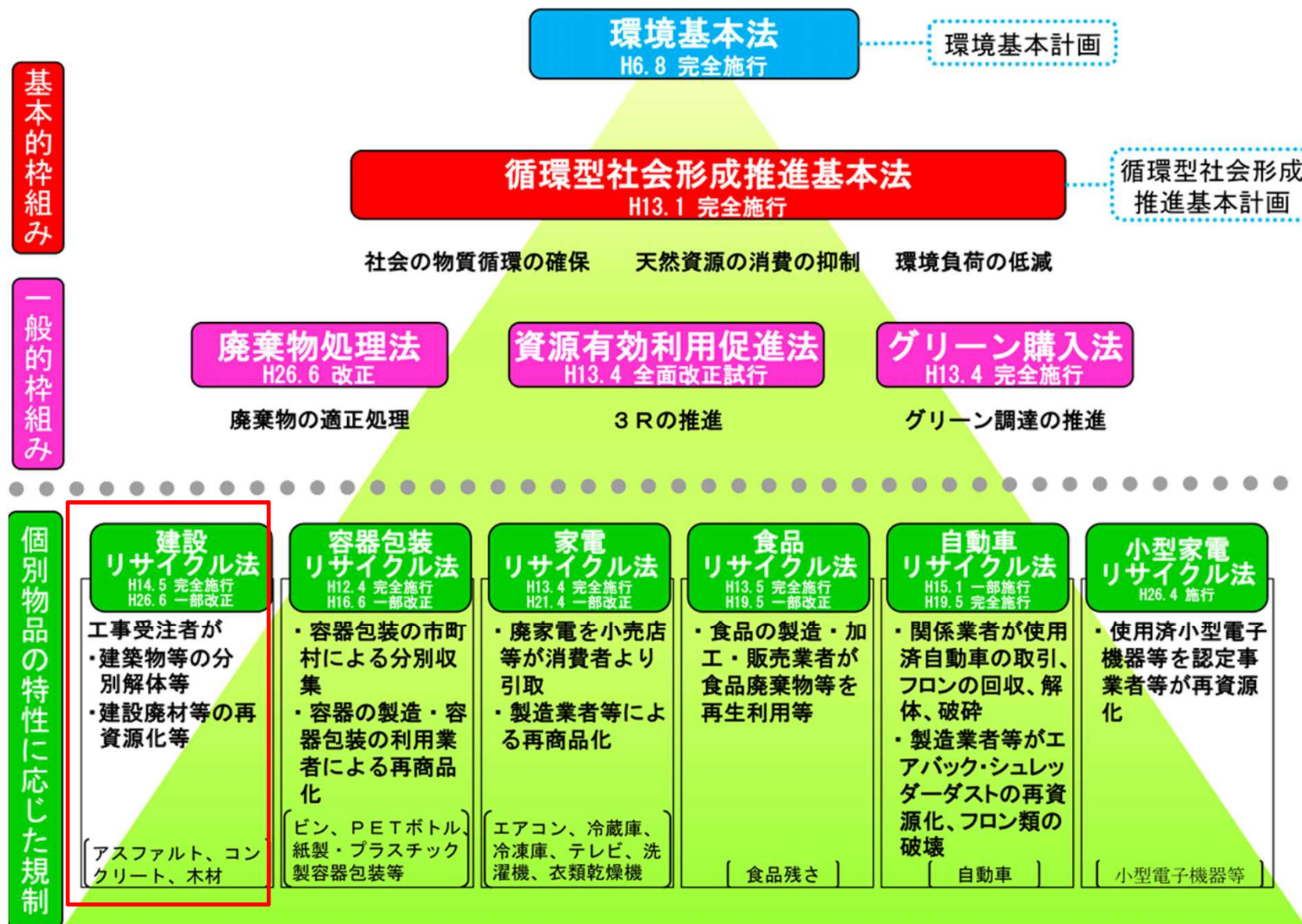
建設リサイクルの基本的事項

建設副産物の定義

建設リサイクルの概念

基本的事項

<循環型社会形成推進のための法体系>



基本的事項

< 廃棄物の区分 >

廃棄物

産業廃棄物

【事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類】

一般廃棄物

【産業廃棄物以外のもの】

主に、家庭から出てきた「ごみ」や、オフィスから出る紙くずです。

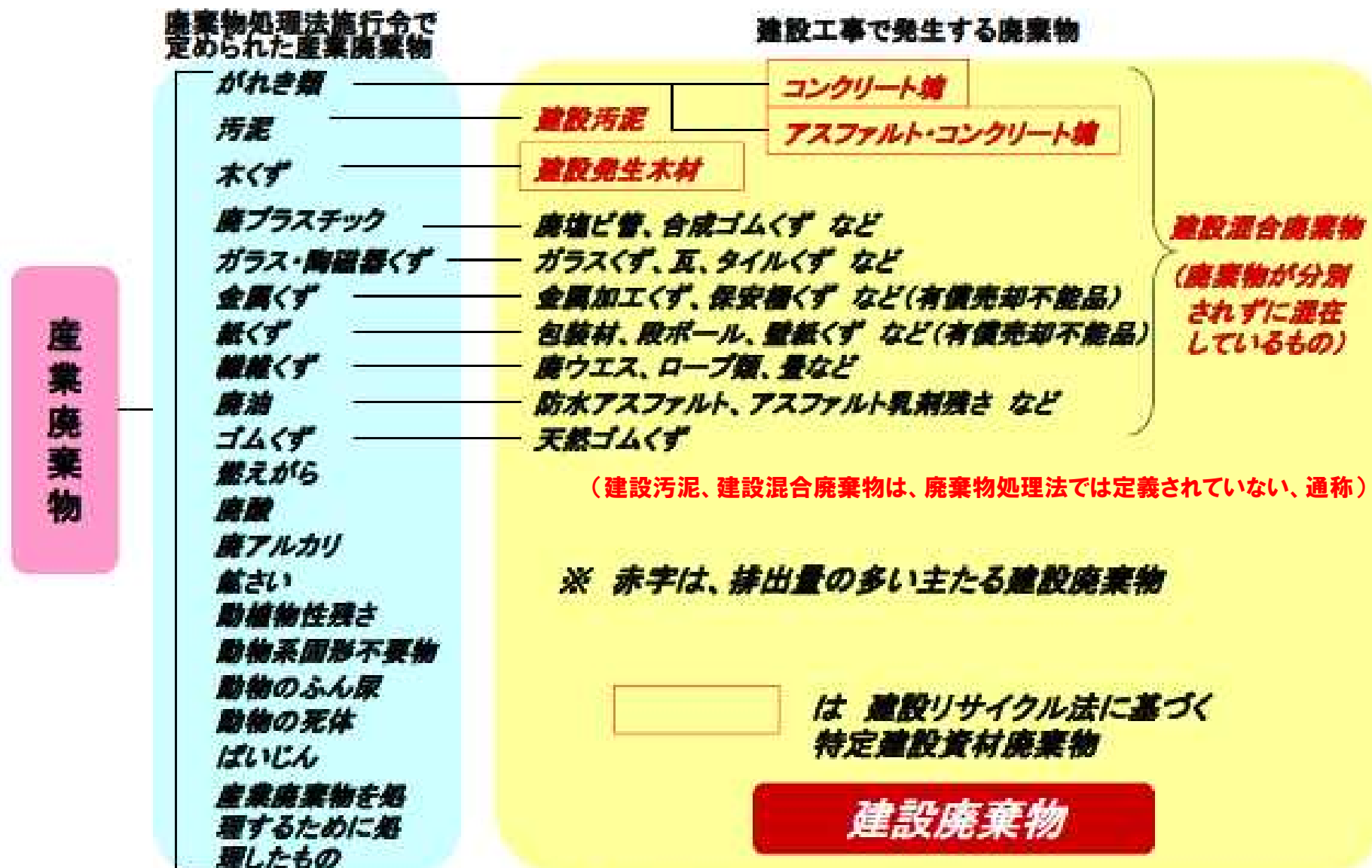
廃棄物処理法で定める20品目

① 灰 灰質土壌汚染対策用灰	② ばいじん ゴミ・粉塵	③ 土 汚染土 土	④ 汚泥 汚泥を含有し、かつ汚泥の性状を有するもの	⑤ ガラス 陶器類 ガラス類、陶器類、磁器類、セラミクス類	⑥ 紙くず 紙類 紙類（新聞紙、雑誌紙、印刷用紙、紙パック、紙容器、紙製容器、紙製容器の残骸）	⑬ 紙くず 紙類（新聞紙、雑誌紙、印刷用紙、紙パック、紙容器、紙製容器、紙製容器の残骸）	⑭ 木くず 木くず 木くず、竹くず、竹類、竹類の残骸	⑮ 雑草くず 雑草類 雑草類、雑草類の残骸	⑯ カ カ カ
⑦ 廃油 廃油類 廃油類	⑧ 廃酸 廃酸類 廃酸類	⑨ 廃アルカリ 廃アルカリ類 廃アルカリ類	⑩ 金属くず 金属類 金属類、金属類の残骸	⑪ 廃プラスチック プラスチック類 プラスチック類、プラスチック類の残骸	⑫ ゴムくず ゴム類 ゴム類、ゴム類の残骸	⑬ 紙くず 紙類（新聞紙、雑誌紙、印刷用紙、紙パック、紙容器、紙製容器、紙製容器の残骸）	⑭ 木くず 木くず 木くず、竹くず、竹類、竹類の残骸	⑮ 雑草くず 雑草類 雑草類、雑草類の残骸	⑯ カ カ カ
						⑰～⑱ 動物性残骸 動物性残骸類 動物性残骸類、動物性残骸類の残骸			

上記19種類の産業廃棄物を処理したもの（例：コンクリートで埋め立てられたもの）

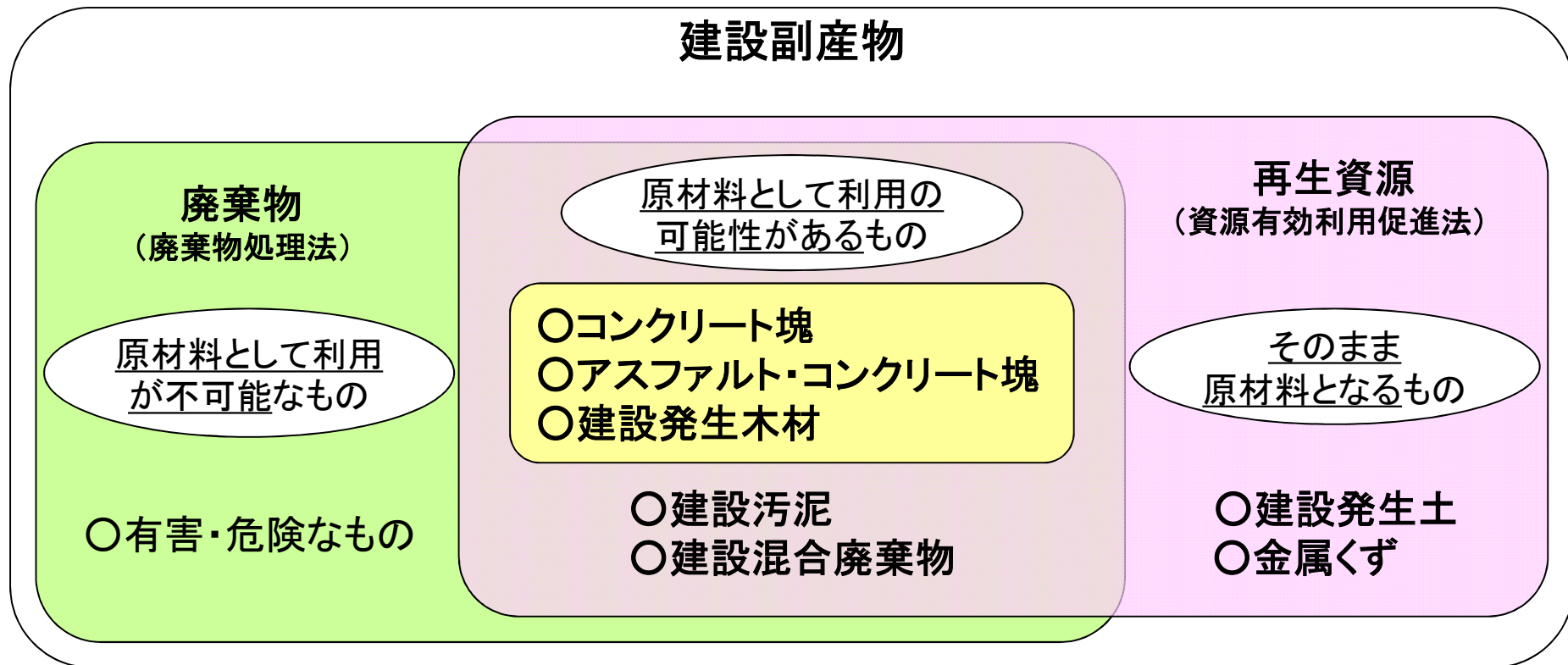
基本的事項


<建設工事から発生する主な廃棄物(建設廃棄物)>



建設副産物：建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むもの。

再生資源：副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。



 : 建設リサイクル法により、リサイクル等が義務付けられたもの

建設リサイクルの概念フロー

『建設リサイクル』とは、建設副産物の再資源化、他産業廃棄物を含む再生資材の建設資材としての活用といった、建設分野に係る省資源・資源循環の取り組みのこと。

